LTCの子どもの実態調査に関する協議会開催要綱

(目的)

第1 こども基本法(令和4年法律第77号)第9条により策定された「こども大綱」第3に、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援の一つとして、こどもホスピスが明記されたことから、その主な利用対象と想定される生命を脅かされる状況(Life-Threatening Conditions)にある子ども(以下「LTCの子ども」という。)の愛知県内の実数などの実態を把握するため、LTCの子どもの実態調査に関する協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(協議事項)

- 第2 協議会は、前項の目的のために次の事項を所掌する。
 - (1) LTCの子どもの数などの実態把握に関すること
 - (2) その他必要な事項

(構成員)

- 第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療·福祉関係者
 - (3) 教育機関の者
 - (4) 患者等団体の者
 - (5) その他必要と認める者

(謝金)

- 第4 構成員が協議会に出席したときは、謝金を支給する。
- 2 前項に規定する謝金の額は、日額10,000円とする。ただし、行政機関の職員には謝金を支給しないものとする。

(運営)

- 第5 協議会は、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長と名古屋市子ども青 少年局子育て支援部担当課長が必要に応じて招集し、開催する。
- 2 協議会に会長を置き、会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 会長に事故がある時は、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ、協議会に関係者の出席を求めることができる。

(公開)

- 第6 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。
 - (1) 愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)の不開示情報 又は名古屋市情報公開条例(平成12年4月1日名古屋市条例第65号)の非公 開情報が含まれる事項に関する調査・審議の場合
 - (2) 協議会を公開することにより、適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第7 会議の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課と名古屋市子ども 青少年局子育て支援部子ども福祉課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和7年6月18日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。